

「〇〇ペイで返金します」は要注意です！～返金と見せかけて送金させる手口が急増～

岡福祉課総合相談室 (☎75-8941)

ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため決済アプリを使って返金する」と言われ、スマートフォンで返金手順を誘導されて、「返金」してもらわずがいつの間にか「送金」していたという相談が寄せられています。

実際にあった相談事例

ネット通販で7,000円のアクセサリを購入。支払いは銀行振込みのみで、振り込んだ後に事業者へ振込完了のメールを送信。すると、事業者から「在庫が欠品しているので、注文をキャンセルします」とメールが届き、続けて「払い戻しは〇〇ペイで行うので、LINEの友達登録をお願いします」と指示があり、指示されるがまま〇〇ペイに数字を入力。

入力後に、事業者から何回も「入力が失敗しているので操作をしてほしい」と連絡があり、繰り返し操作をした結果、送金した金額が約10万円になることが判明した。



Check

ネット通販の代金を銀行振込にしているにもかかわらず、返金を決済アプリで行うのは極めて不自然です。販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手方の指示に従ってはいけません。

詐欺サイトを見分けるために、利用する前に必ずチェックしましょう。

- ✓ 販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない
- ✓ 商品価格が通常よりも安い
- ✓ 支払方法が銀行振込や電子マネーに限定されている
- ✓ 返品・返金ルールが記載されていない



一人で悩まず、まずは相談!!

困ったときは、消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)までお電話ください。



消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

『おかしいなあ・・・』と思ったら、迷わず相談してください。

村上市消費生活センター (☎75-8941・FAX53-3840) ※専門の相談員がいます

荒川支所地域振興課市民生活室 (☎62-3103)

神林支所地域振興課市民生活室 (☎66-6112)

朝日支所地域振興課市民生活室 (☎72-6885)

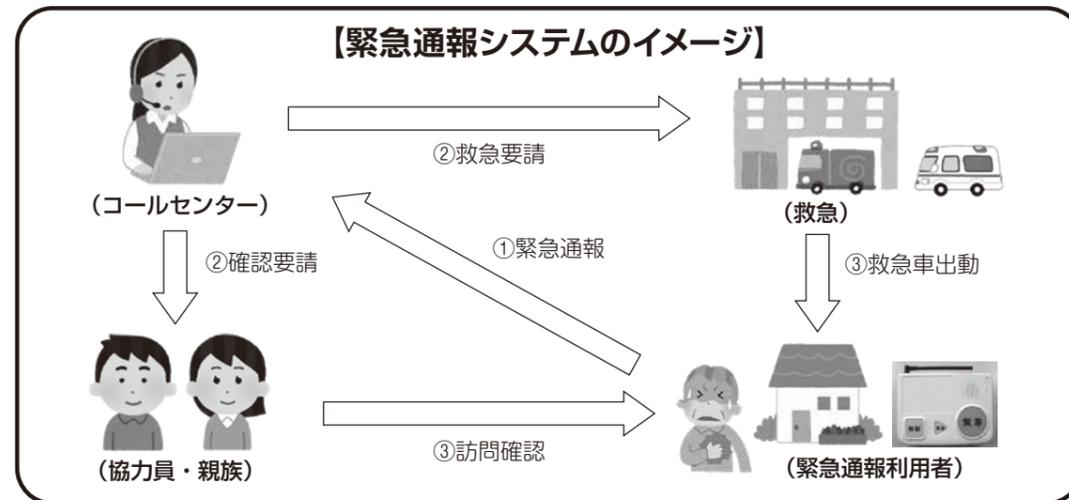
山北支所地域振興課市民生活室 (☎77-3112)

命を守る第一歩“緊急通報システム”をご利用ください

岡介護高齢課高齢者支援室 (☎75-8935)



一人暮らしの高齢者などに緊急通報装置などを貸与して、自宅での急病や火災などの緊急時に、電話回線によりコールセンターと直接つながる救護体制作りを支援しています。



対象者

- ・一人暮らしの高齢者世帯または高齢者のみの世帯
- ・一人暮らしの重度障がい者世帯または重度障がい者のみの世帯
- ・高齢者と重度障がい者のみの世帯
- ※重度障がい者…身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人



利用料金

利用者の身体状況などにより、利用料金が決まります。

借用の申請・問い合わせ先

介護高齢課高齢者支援室または各支所地域振興課地域福祉室

【設置する機器およびサービス内容】

貸与する機器		設置場所、サービス内容
緊急通報装置	※1、※2 本体装置	【固定電話回線用または携帯電話回線用】 緊急ボタンを押すと24時間対応のコールセンターにつながります。状況に応じてコールセンターからご家族や協力員(※3)へ連絡したり、救急車を要請します。また、相談ボタンを押すと健康上の相談などもできます。
	ペンダント型装置	緊急ボタンが付いた防水機能付き「ペンダント型」の装置で、お風呂や家の中の離れた場所でも使用できます。
センサー	安否	【居間や寝室、玄関などに設置】 赤外線による人感センサーで利用者の動きを感知し、一定時間利用者に動きがない場合には、自動でコールセンターに通報します。
警報器	火災	【寝室など1カ所に設置】 煙を感知すると警報音と同時に自動でコールセンターに通報します。

- ※1 固定電話をお持ちでない人でも、携帯電話をお持ちであればサービスを利用することができます
- ※2 固定電話と携帯電話の両方をお持ちの場合、原則、固定電話回線用の本体装置を使用します
- ※3 協力員は、緊急時に対応できる近所の人や親族などで申請時に2人以上登録する必要があります